

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する
省令の施行について（施行通知）**

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より標記通知が発出された旨、大阪府より案内がありましたので情報提供いたします。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第156号）が公布されました。

急性呼吸器感染症（既に五類感染症として位置づけられている急性呼吸器感染症については、重複となるため除く）が五類感染症に追加され、診療科名に内科、小児科を含む指定届出機関の管理者による届出対象疾患に追加されます（令和7年4月7日より施行）。

改正の概要等は下記ホームページに掲載されており、関係機関には大阪府より別途案内が送付される予定です。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【参考・大阪府ホームページ】

（検索エンジンで、「大阪府 令和6年度感染症法関係通知」でもアプローチ可）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100050/iryo/osakakansensho/reiwa6nent.html>

